税のお知らせ

所得税、市県民税の申告期限は３月17日㈪です。申告の必要な方は、期限内の申告をお願いします。

なお、所得税の申告については電子申告（e-Tax（イータックス））、市県民税の申告については郵送による申告書の提出にご協力をお願いします。

マイナンバーの記載と個人番号確認書類などについて

●所得税の確定申告・市県民税の申告いずれも、申告書には、申告者本人、控除対象（同一生計）配偶者および扶養親族のマイナンバーの記載が必要です

●申告書の提出時には、申告者本人の個人番号確認書類と本人確認書類の提示が必要となります（控除対象（同一生計）配偶者および扶養親族のマイナンバーについては、確認書類の提示は不要です）

申告に必要なもの
①個人番号確認書類（マイナンバーカード、通知カードなど） ②本人確認書類（運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など）※マイナンバーカードを持参した場合は不要です ③源泉徴収票、収支内訳書、その他収入および必要経費を証明する書類（領収書、帳簿など） ④所得控除の対象となる医療費控除の明細書（※）、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・国民年金保険料・介護保険料・小規模企業共済等掛金・寄附（きふ）金などの領収書など、生命保険料・地震保険料などの控除証明書 ⑤配偶者特別控除を受ける方は、配偶者の所得を証明するもの ⑥障害者控除を受ける方は、障害者手帳など、障害者控除対象者認定書（障害者控除対象者認定書の交付は、区役所・宮城総合支所障害高齢課で申請が必要です） ※医療費控除を受ける場合「医療費控除の明細書」の提出が必要です。領収書の添付または提示では控除は適用されません

所得税の確定申告

問仙台北税務署☎222･8121、仙台中税務署☎783･7831、仙台南税務署☎306･8001（音声案内で０を押すと確定申告の電話相談センターにつながります）

詳しくは国税庁ホームページhttps://www.nta.go.jp/の「令和６年分確定申告特集」（右記二次元コード）をご覧ください。

書かない確定申告　マイナンバーカードでe-Tax

●スマートフォンやタブレット端末を利用して、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書を作成することができます。また、マイナポータル連携で、給与情報や控除証明書などのデータを自動入力できるため、書面の管理や保管が不要です。ご利用には事前準備が必要です（事前準備について詳しくは右記二次元コード）

●確定申告に関する疑問は、国税庁ホームページ税務相談チャットボット「税務職員ふたば」（下記二次元コード）にご相談ください。お問い合わせ内容をメニューから選択するか、文字入力することで、人口知能（AI）が自動でお答えします

所得税の確定申告が必要な方

●給与の年間収入金額が2,000万円を超える方

●給与を１カ所から受けていて、給与所得、退職所得以外の所得金額が20万円を超える方

●給与を２カ所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計額が20万円を超える方

●事業をしている方や不動産収入がある方、土地・家屋・株式などを売った方などで一定の要件に当てはまる方

ご注意ください

確定申告を行う方は、ふるさと納税ワンストップ特例の申請が無効になるため、ワンストップ特例の申請をした分も含めて寄附金控除額を計算する必要があります。

公的年金収入などがある方

公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下（収入全てが源泉徴収の対象となる場合に限る）で、公的年金などに係る雑所得以外の所得が20万円以下の場合には、所得税の確定申告は必要ありません。

確定申告書作成会場

会場では、スマートフォンとマイナンバーカードを利用し、ご自分で申告書などを作成していただきます。

※マイナンバーカードを利用して申告する際は、利用者証明用電子証明書（数字４桁）、署名用電子証明書（英数字６～16文字）のパスワードが必要です

開設日時		会場	対象
2/17㈪～3/17㈪（土・日曜日、祝休日を除く。ただし、3/2㈰は開設）	9:00～16:00（受け付け）	仙台北税務署（青葉区上杉1-1-1）	仙台北税務署管内の方
		仙台中税務署（若林区卸町3-8-5）	仙台中税務署管内の方
	9:00～16:00	アズテックミュージアム 仙台産業展示館（太白区中田町字杉ノ下18）	仙台北・仙台中・仙台南税務署管内の方

●会場への入場には「入場整理券」が必要です。整理券は各会場での当日配布と国税庁LINE（ライン）公式アカウント「ID：@kokuzei」による事前発行があります

●入場整理券の配布状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります

●仙台南税務署には、申告書作成会場を開設しませんのでご注意ください

●駐車可能台数に限りがありますので、公共交通機関などをご利用ください

所得税確定申告書（第二表）の次の欄は市県民税の計算に必要です。忘れずに記載をお願いします

◎**「配偶者や親族に関する事項」欄**
同一生計配偶者・16歳未満の扶養親族を有する場合の扶養親族氏名など

◎**「住民税・事業税に関する事項」欄**
配当割額控除額、株式等譲渡所得割額控除額、寄附金税額控除に関する事項など

◎**住宅ローン控除を受ける方の「特例適用条文等」欄**
居住開始年月日などの必要事項

市県民税の申告

問市民税課【青葉区・泉区】☎214･8637、【宮城野区・若林区・太白区】☎214･8638

市県民税の申告が必要な方

●令和７年１月１日現在、市内にお住まいで、下記「市県民税の申告が不要な方」に該当しない方（令和６年中に所得がなかった方も申告が必要です。申告しない場合は、非課税証明書などを発行できないことがありますのでご注意ください）

公的年金などの収入が400万円以下の年金受給者で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方について

所得税の確定申告は不要ですが、公的年金など以外の所得がある場合や、医療費控除・社会保険料控除（国民健康保険料や介護保険料などで、銀行窓口などや口座振替によりご自身で支払った分があるとき）などの控除を受ける場合には、市県民税の申告が必要です。

市県民税の申告が不要な方

●所得税の確定申告をする方

●収入が給与収入のみ、または公的年金などの収入のみの方（年の途中で就職または退職し、年末調整を受けていない方および医療費控除などの源泉徴収票に記載のない控除の適用を受けようとする場合は申告が必要です）

●上記に該当する方の扶養親族など（同一生計配偶者または扶養親族）の方（仙台市以外にお住まいの方に扶養されている方は申告が必要です）

申告会場の混雑防止のため郵送申告をご利用ください

郵送での申告書提出にご協力をお願いします。申告書様式のダウンロードや申告について詳しくは市ホームページ（右記二次元コード）をご覧ください。

「市県民税税額試算・申告書作成コーナー」で税額の試算や申告書の作成ができます

画面上で必要事項を入力していただくと、所得計算や控除計算を自動で行い、申告書を作成し印刷できます。詳しくは市ホームページ（右記二次元コード）をご覧ください。

市県民税申告会場

開設期間（閉庁日を除く）	受付時間	会場
2/17㈪～2/28㈮	9:00～11:30、13:00～16:00	●市役所北庁舎２階特設会場（青葉区・若林区・太白区役所代替会場）
2/17㈪～3/17㈪	9:00～11:30、13:00～16:00	●宮城野区役所６階ホール ●泉区役所東庁舎１階会議室
	9:30～11:30、13:00～16:00	●宮城総合支所３階会議室
3/3㈪～3/17㈪	9:00～11:30、13:00～16:00	●アエル５階展示スペース特設会場（青葉区・若林区・太白区役所代替会場）
2/25㈫～3/17㈪	9:30～11:30、13:00～16:00	●秋保総合支所２階大会議室

●会場の混雑状況によっては、午前・午後の受付終了時間を早める場合があります

軽自動車税（種別割）の変更手続きはお早めに

問区役所税務会計課、宮城総合支所税務住民課、秋保総合支所総務課（☎は10ページ）、市民税企画課☎214･8625

軽自動車税（種別割）は、４月１日現在の所有者に課税されます。バイクや軽自動車などの名義や住所が変わった場合、廃車した場合、盗難に遭った場合は手続きが必要です。例年３月は窓口が大変混雑しますので、できるだけ２月中に手続きをお願いします。

種類	手続き窓口
原動機付自転車（125cc以下バイクなど）、小型特殊自動車（農耕作業用含む）	区役所税務会計課、宮城総合支所税務住民課、秋保総合支所総務課
二輪の軽自動車（125cc超250cc以下など）、二輪の小型自動車（250cc超）	東北運輸局宮城運輸支局☎050･5540･2011
三輪・四輪の軽自動車（660cc以下）	宮城県軽自動車協会☎388･6033

令和７年度から軽自動車税（種別割）の税率が変わる車両があります

問市民税企画課☎214･8625

軽自動車のグリーン化を進める観点から、初めて車両番号の指定を受けた年月から13年を経過した経年車（令和７年度は自動車検査証の初度検査年月が平成24年３月以前の車両が対象）に対して、税率を引き上げる重課が適用されます。

車種		税率
三輪（660cc以下）		4,600円
四輪乗用（660cc以下）	営業用	8,200円
	自家用	12,900円
四輪貨物用（660cc以下）	営業用	4,500円
	自家用	6,000円

●一部対象から除かれる車両もあります。詳しくはお問い合わせください

償却資産（固定資産税）の申告はお済みですか

問資産課税課☎214･8619

市内に償却資産（事業用資産）をお持ちで、まだ申告がお済みでない方は、令和７年１月１日現在の資産の明細を記入した申告書を至急提出してください。

市税の納め忘れはありませんか

問北徴収課【青葉区】☎214･8152【泉区】☎214･5027、南徴収課【宮城野区・若林区】☎214･8153【太白区】☎214･8154

令和６年度分の市税の納め忘れはありませんか。納付が難しい場合は早急にご相談ください。円滑な市政運営のため、期限内の納付にご協力をお願いします。

「仙台市総合コールセンター」をご利用ください

市税をはじめ市役所や区役所でのさまざまな手続きに関する一般的なお問い合わせを受け付けています。個人情報に関わるお問い合わせなどは、担当部署に取り次ぎます。

☎398･4894、FAX398･5070
（8:00～20:00（土・日曜日、祝休日は17:00まで））